

## 実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	加治川地区③ (金山、寺尾、境、貝塚、貝屋、下小中山、小国谷、下坂町集落)	R3.3	

## 1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	212.40
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	157.23
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	49.51
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23.83
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	22.10
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.29
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

現状は個人経営や生産組織での営農を継続していくが、将来的に貸付の意向を望む耕作者が多く、地域内で担い手を確保出来るか検討を要する。また、平場は規模拡大を行う集積地と、今後、連たんを行う集約農地の調整が必要。山間地などの未整備地域は営農条件が悪く、用水路や暗渠等を望む声も多かった。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

金山集落においては、耕作者12名(うち、中心経営体及び認定農業者3名)の状態だが、今後は耕作者5名(いずれも中心経営体へ)となる見込みである。
寺尾集落においては、耕作者2名だが、中心経営体及び認定農業者は存在しない。また、境集落では耕作者2名(うち、中心経営体1名)の状況であり、今後は2集落を一円とした区域を耕作者1名に集約する。
貝塚集落においては、耕作者1法人、個人1名が耕作しているが、今後は金山地区全域による法人化設立が望まれており、将来的に同法人に集積・集約を図ることも視野に話合いを進める。
貝屋集落においては、耕作者1団体、個人1名が耕作しているが、今後は集落内と隣接耕地を受託する意向があり、法人化による経営面積の拡大を予定している。
下小中山集落においては、耕作者11名(うち中心経営体3名。うち認定農業者2名)の状態だが、今後は機械や作業の共同化を図ることで、将来的には耕作者及び中心経営体2名で農地を守っていく。
小国谷集落においては、耕作者及び認定農業者1名の状況であり、当面の間は現状維持とするものの、担い手不足の問題解決が必須となっている。
下坂町集落においては、耕作者1法人、個人1名が耕作しており、今後は集落内の全ての耕地を受託して法人中心に経営する。また、近隣との組織間合併による経営の合理化を望む声もある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 将来的に貸付の意向があった農地はエリア内で2,020aとなっており、どの担い手が引き受けるのか調整する。
農地中間管理機構の活用方針 出し手、受け手ともに機構を通じた貸し借りを基本として、今後は組織を含む中心経営体への貸付けを推進していく。
基盤整備への取組方針 残地の圃場整備を検討中。また中畦を抜くなど圃場の拡大を検討している。
新規・特産化作物の導入方針 ブロックローテーションで園芸(露地中心。キャベツ、玉ねぎ、ブロッコリー、枝豆、大豆)を導入している。
鳥獣被害防止対策の取組方針 山間地、山際の集落においては狸、猪、猿などによる野菜の被害が発生しているが、特段対策がとられていない。
災害対策への取組方針 水害、高温乾燥害の被害が毎年多少なり発生していることから、渓流水とファームポンドを活用した用排水路の点検を行う。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
	貸付け	作業委託	売渡
金山、境、寺尾集落の一部			
計		202,000	

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。